資料 3

議案３号

建築基準法の規定に基づく
廃棄物処理施設の位置について

第93回　長野市都市計画審議会

令和7年5月19日

建設部　建築指導課

建築基準法における廃棄物処理施設の取扱いについて

■特殊建築物の位置の制限【建築基準法第51条】
周辺に大きな影響を与える可能性のある【卸売市場】【火葬場】【汚物処理場】【ごみ焼却場】**【政令で定める処理施設】**などの施設については、都市計画決定されたものでなければ都市計画区域内に建築することは不可。
ただし、特定行政庁（長野市）が都市計画審議会の議を経てその位置が都市計画上支障がないと認めて許可した施設は建築可能

■建築許可が必要な政令で定める処理施設【建築基準法施行令第130条の2の2】
・一般廃棄物処理施設（処理能力が5t/日以上のごみ処理施設）
・産業廃棄物処理施設
└廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条第1号から13号の2に定める処理施設
└海洋汚染等及び海上災害防止に関する法律第３条第14号に掲げる廃油処理施設

■建築許可の流れ

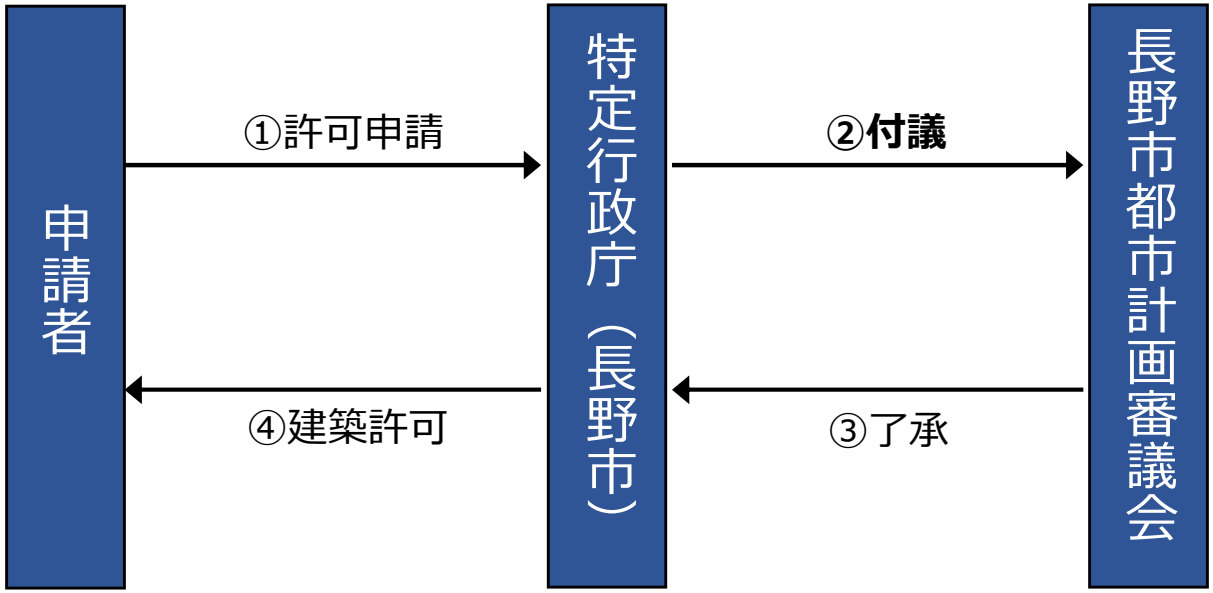

■申請者

長野市大字大豆島3397番地6

直富商事株式会社　代表取締役　木下　繁夫

■建築場所又は築造場所

長野市大字大豆島字上之島3397番地7

■敷地及び建築物等の概要

用途地域：工業専用地域

敷地面積：8,956.27㎡

主要用途：廃棄物処理施設

工事種別：用途変更（一般廃棄物処理施設の設置）

建築面積：5,036.00㎡（うち申請に関わる部分　4,666.84㎡）

延床面積：5,186.79㎡（うち申請に関わる部分　4,514.20㎡）

構造　　：鉄骨造

階数　　：地上１階

■許可申請の対象となる一般廃棄物処理施設

廃プラスチック類、紙くずの圧縮・結束施設の設置

申請位置図

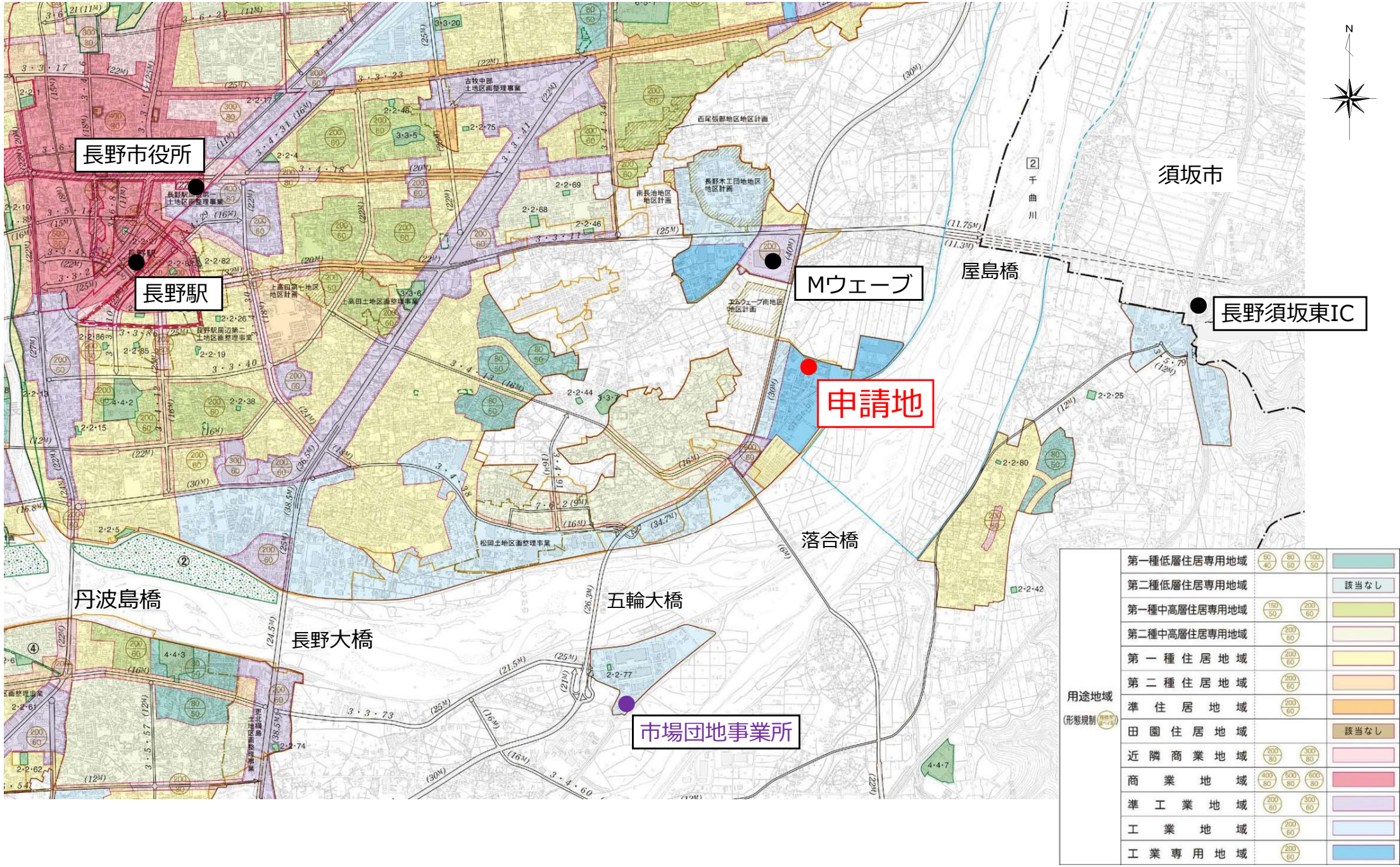
長野市役所
長野駅
Mウェーブ
屋島橋
長野須坂東IC
須坂市
千曲川
申請地
落合橋
五輪大橋
丹波島橋
長野大橋
市場団地事業所
用途地域
(形態規制)
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
田園住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域
該当なし

申請地周辺の用途地域

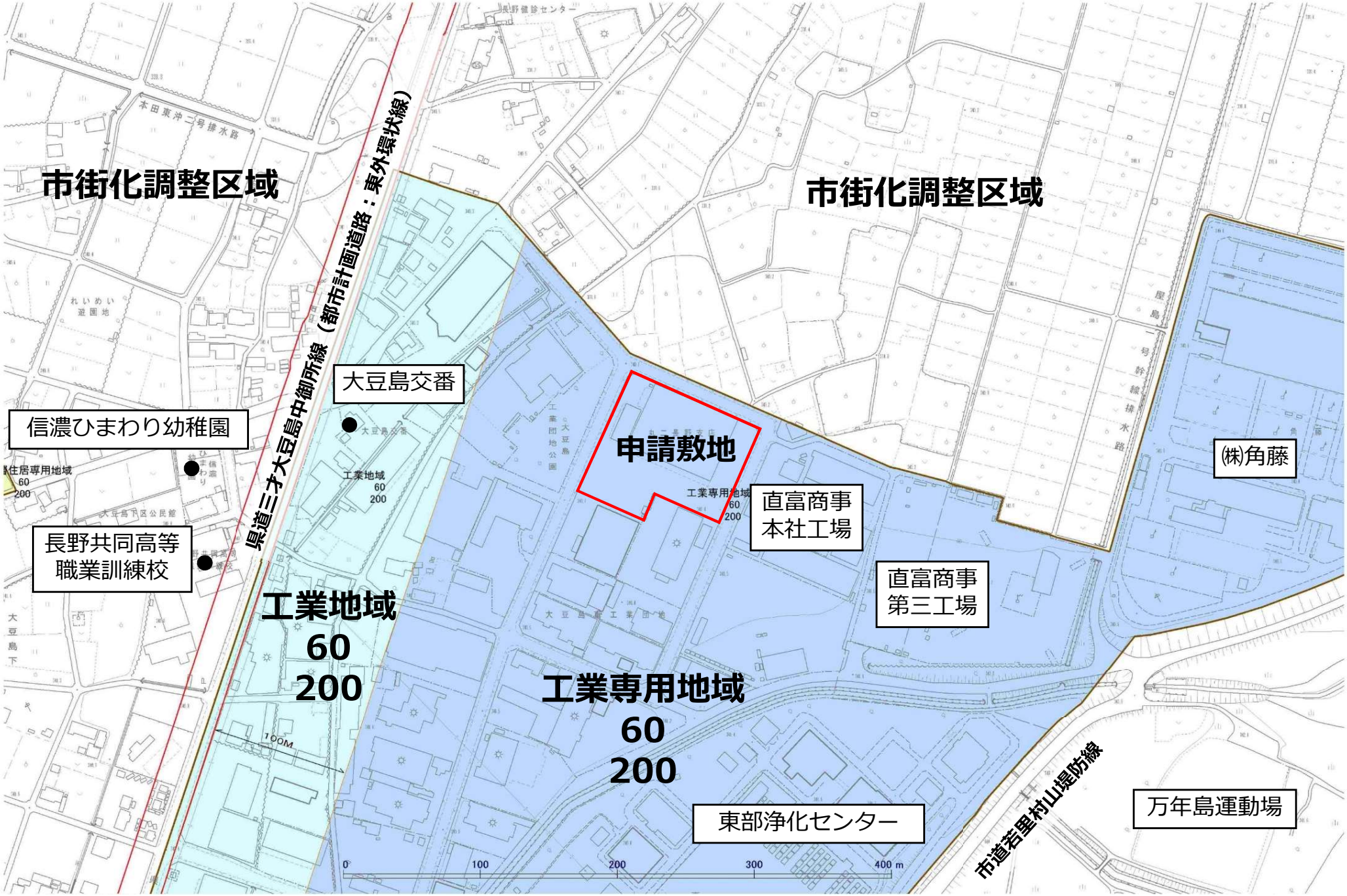
市街化調整区域
市街化調整区域
県道三才大豆島中御所線（都市計画道路：東外環状線）
大豆島交番
信濃ひまわり幼稚園
長野共同高等
職業訓練校
申請敷地
直富商事
本社工場
直富商事
第三工場
㈱角藤
工業地域
60
200
工業専用地域
60
200
東部浄化センター
万年島運動場
市道若里村山堤防線
100M
0
100
200
300
400 m

申請地周辺の土地利用状況

申請地周辺の土地利用状況の修正（新旧）

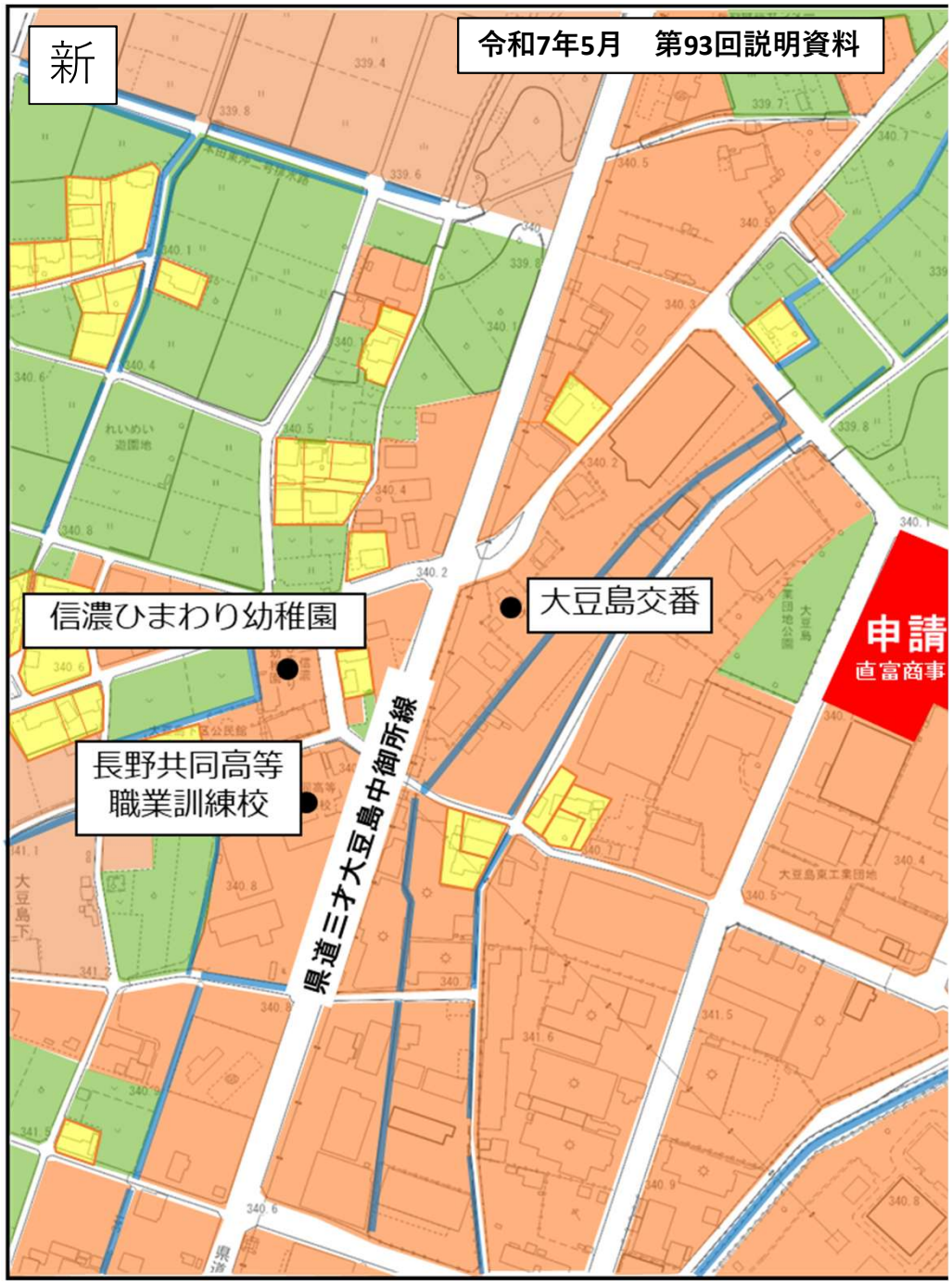

申請処理施設について

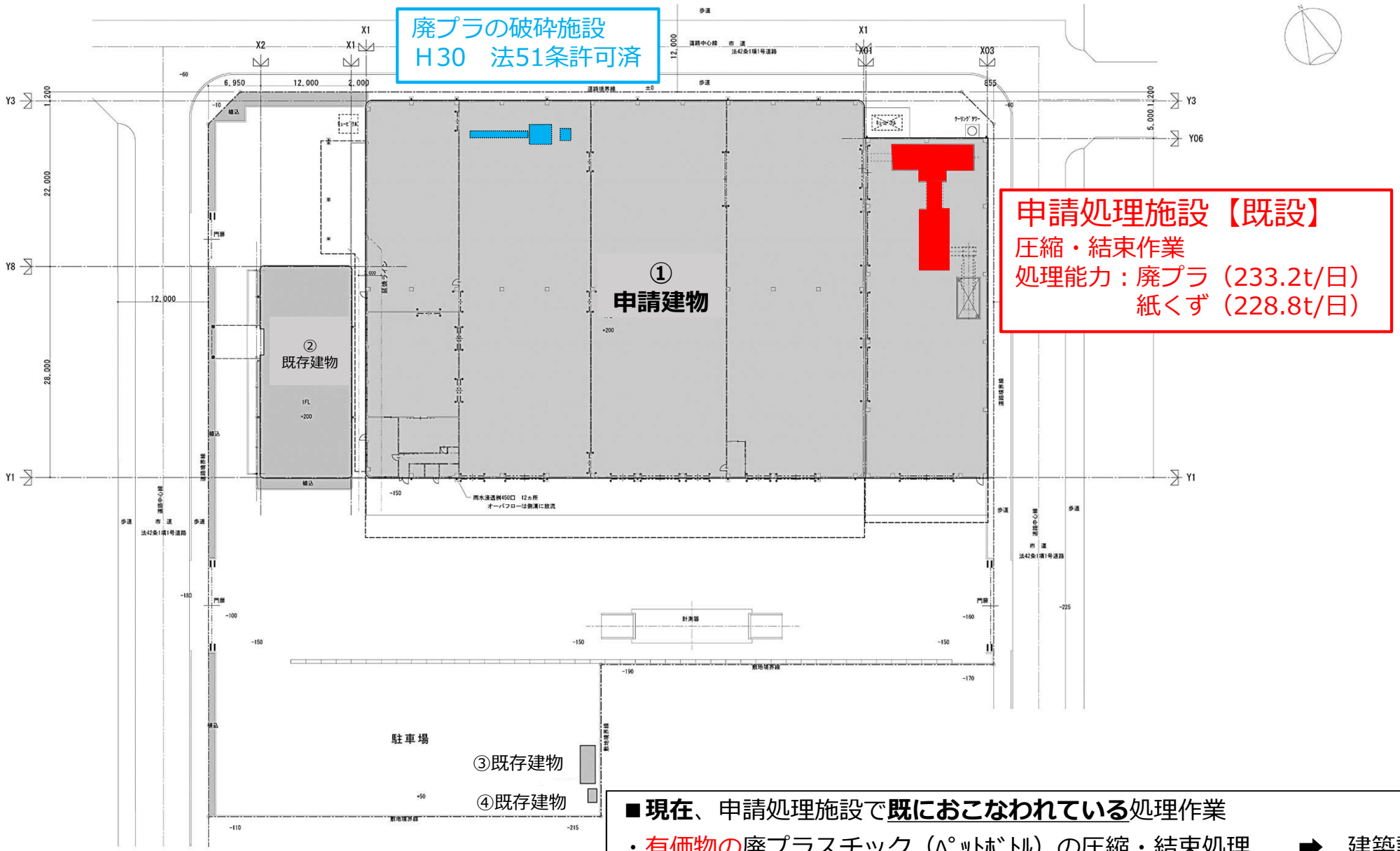

■**現在**、申請処理施設で**既におこなわれている**処理作業

- 有価物の廃プラスチック（ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ）の圧縮・結束処理 ➡ 建築許可**不要**
- 産業廃棄物の廃プラスチック（軟質系）の圧縮・結束処理 ➡ 建築許可**不要**
- 有価物の紙くず（古紙・段ボール）の圧縮・結束処理 ➡ 建築許可**不要**

■既存処理施設を利用し**新たに申請された**廃棄物処理作業

1　**一般廃棄物の**廃プラスチック類（ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ等）の圧縮・結束処理（**既存処理能力：233.2t/日**）

【許可申請の理由１-①】

現在、市場団地事業所において一般廃棄物のペットボトルの圧縮・結束処理をおこなっている。
市場団地事業所の処理施設の能力が低い（1.6t/日）ため、圧縮・結束処理に時間がかかる。
業務効率の改善を図るため、処理能力が高い施設を有する本社第二工場に処理作業を移管するため。

【許可申請の理由１-②】

災害等により発生した災害廃棄物は**一般廃棄物**であるが、発生量が公共の処理施設の能力を超えた場合には処理困難となってしまう。その場合、一般廃棄物の軟質系プラに限り、本施設で受け入れ、圧縮・結束処理を可能とするため。【通常時の受入れ予定なし】

2　**一般廃棄物の**紙くず（古紙・段ボール）圧縮・結束処理（**既存処理能力：228.8t/日**）

【許可申請の理由】

現在、紙くずは有価物として処理しているが、相場により価格が変動するため、情勢の変化等で価格が下落した場合は、処理費用を請求することも考えられる。その場合は一般廃棄物としての処理をおこなう必要があり、その事態に事前に備えるため。

5t/日以上の処理能力を有する既存施設を使用し**一般廃棄物を処理**　➡　建築許可が必要

周辺環境調査について（搬入経路）

■新たに受入れるペットボトルの排出元は北信保健衛生施設組合(※)

(※)中野市、山ノ内町、信濃町、飯綱町、小布施町の5市町で組織されるごみ処理、し尿処理及び火葬場の事業を共同処理するために創設された組合)

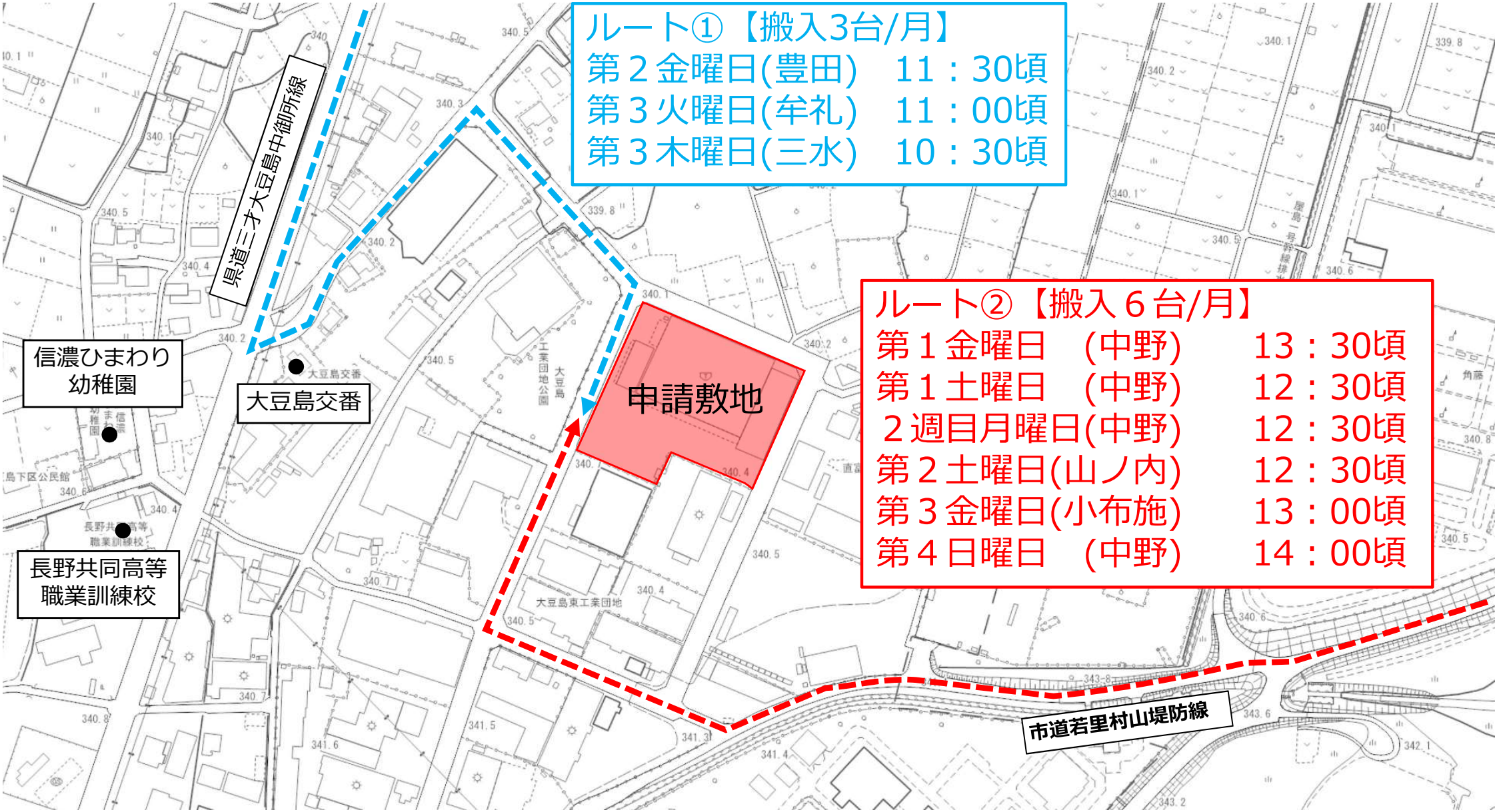

項目	判　断　基　準	判断結果（可とした理由）
周囲の状況	宅地化、市街化が促進される区域でないこと	・申請地は、工業専用地域（工業の利便性を増進するために定める地域）に指定された大豆島東工業団地内に位置するとともに、道路を挟んだ北側一帯は農業振興地域農用地区域に指定された農地が広がっていることから、宅地化、市街化が促進される可能性は低い ・隣接地には申請者の本社工場や本社第三工場が稼働しており、同種の事業が行われていることから周辺土地利用状況との整合が図れる
	近隣に教育施設、福祉施設が存在しないこと	・申請建物から直近の幼稚園が最短距離で約300mの位置にあるが、申請敷地とは県道三才大豆島中御所線を挟んで反対側であり、車両の搬入・搬出ルート外でもある ・福祉施設（デイサービス施設）まで約700m ・小中学校まで１km以上（長野東高校校まで約490m） ・病院までは１km以上（診療所まで約370m）
	災害発生の恐れが高い区域で、その災害により周辺への二次的被害拡大の恐れがないこと	・平坦な地形で土砂災害の発生はない ・ハザードマップにおける浸水想定(想定最大規模降雨 L2)は3m～5m未満であり、申請地が位置する大豆島から松岡の工業地域、工業専用地域一帯は、浸水の可能性が有る区域である。ただし、社内ＢＣＰ計画に基づき、工場の外に保管する予定の廃棄物は洪水等災害予測時には事前に工場内に移動させるなど、周辺への流出を防ぐような対応が計画されることから、二次被害の恐れは少ないと考えられる

許可判断基準①の修正（新旧）

項目	判　断　基　準	判断結果（可とした理由）	
周囲の状況	近隣に教育施設、福祉施設が存在しないこと	新	・申請建物から直近の幼稚園が最短距離で約300mの位置にあるが、申請敷地とは県道三才大豆島中御所線を挟んで反対側であり、車両の搬入・搬出ルート外でもある ・福祉施設（デイケア施設）まで約700m ・小中学校まで１km以上（長野東高校まで約490m） ・病院までは１km以上（診療所まで約370m）
		旧	・直近の幼稚園が直線距離で約500mの位置にあるが、申請敷地とは県道三才大豆島中御所線を挟んで反対側であり、車両の搬入・搬出ルート外でもある ・福祉施設については1ｋm以上離れており、影響はほぼないと考えられる ・小中学校、医療施設は半径１km以内になし

許可判断基準②

項目	判　断　基　準	判断結果（可とした理由）
環境への配慮	施設設置に伴い公害対策の関係法令に関して適合することが確実であると認められること	申請敷地は工業専用地域であり、騒音及び振動規制法対象区域外であるが、施設稼働後の騒音や振動予測値が自主規制値（工業地域の基準値70db）を超えないことを確認している。 毎月、騒音及び振動の測定を行い、自主規制基準値以下であることを確認しており、この測定は、今後も引き続き実施していく。
運搬車両の周囲地域への影響	交通渋滞による道路交通に支障がないこと	運搬車両通行予定の交差点２か所(申請地周辺)について交通量調査を実施。現時点で申請地周辺の渋滞は確認できなかった。本申請による交通量の増加は18台/月(往復)の計画であることから道路交通に及ぼす大きな影響はないと考えられる。
	交通安全上支障がないこと	車両経路は、両側歩道や支障ない幅員の道路であり、運搬車両についても、通常のパッカー車を使用する事から交通安全上支障ないと考えられる。
景観への配慮	施設の高さ、大きさに応じて植樹等により、景観への配慮がされていること	長野市緑を豊かにする条例に定める緑化率の緑化基準（敷地面積の10%以上）を満たす施設となっており景観へ配慮されていると考えられる。

地元住民説明会について（1回目：事業計画概要説明会）

日付	対象範囲	場所	参加者
令和６年５月31日	敷地境界から200m	職業訓練センター	38名

■説明会要旨(本件許可に関する部分)

質問	新設する部分がないのに、産業廃棄物処分許可のある既存施設の一般廃棄物処分業の許可を申請するのは何故か。また一般廃棄物の許可を取得する目的はあるのか
回答	廃棄物の分類には産業廃棄物と一般廃棄物があり、発生先や発生する業種等によって区分され、それぞれで許可が必要となる。現在は産業廃棄物の許可は取得済みで今回、一般廃棄物の処分業の許可も取得するもの。また現在、産業廃棄物と有価物を扱ってる。今後の相場変動による影響も考慮して、今から準備しておくため
質問	生活環境影響調査について具体的なことの記載がない。素人にもわかりやすい、確認しやすい資料を用意いただきたい
回答	今回は事業概要説明だが、今後生活環境影響調査を実施する、その結果を踏まえて事業計画説明会にて報告させていただく
質問	処理されるものが搬入されるのは、完全建屋内でよいのか。第三工場では屋外での作業時の音、粉塵が気になる。
回答	建屋内で作業をおこなう。

地元住民説明会について（2回目：事業計画説明会）

日付	対象範囲	場所	参加者
令和６年11月8日	敷地境界から200m	職業訓練センター	27名

■内容（本件許可に関する部分を要約）

	（説明会範囲に関して）
質問	対象範囲を敷地から200m以内とした点について、県や市の条例に基づいて設定したのか。もっと範囲を広げるという考えはなかったのか
回答	長野市の条例で敷地境界から200mという指針があり指針に基づき設定した。
	（盛土に関して）
質問	Mウェーブ南の工業団地建設にあたっては、2mの盛土をおこなうが、この施設については災害に対応した計画となっているのか。近くで農業をしているが、将来、市街化区域に編入された場合の土地の単価にも影響するのではと不安を持っている。
回答	今回の計画では盛土は考えていない。施設が増えるのでご懸念の点は多々と思うが、適正に準備をして安心安全ということですすめていきたい。ご不明、ご心配な点があればご連絡をいただき、改善すべきことは改善していく。
	（災害対策に関して）
質問	地震による設備破壊による被害、川の氾濫による水害など、大きな被害が起きた場合、耐えられる設備なのか、どのような影響がでるのか。また対策はどうなっているか
回答	企業として、災害対策は検討している。それが全てではく、今後も見直しをおこないながら進めていく。水害に対しては、時間があるので被害の無いような所へ搬出するということも対策に入れてある。

（交通問題に関して）

質問　新施設が稼働することにより、産業車両がどのくらい増加するのか

回答　ペットボトル業務では最大で１日２台（搬入１台、搬出１台）、蛍光管では最大で１日４台（搬入1台、搬出3台）となる。

要望　朝、パッカー車の一斉出庫と一般の通勤が重なり大豆島交番前の渋滞が酷い。これ以上増えるのであれば交通量の対策を。大型車の騒音もあるので住宅地の前は徐行をお願いする。

要望　渋滞に関して現状と調査で異なる点がある。県道が４車線化される事で交差点の更なる渋滞が予想されるため善処をお願いする。

※交通渋滞、交通騒音に対する対策（後日報告）

【渋滞対策】

11/9（土）　朝礼後に一斉に出庫する車両の通行ルートを全て堤防道路へ変更

【騒音対策】

11/11(月)　社内会議により当該ポイントの徐行を決定・実施。

11/21(木)　工場長会議にて取引先への周知

11/28(木)　工業団地自治会長と協議。団地内加盟企業へ徐行の協力を通知

■法律・条令に基づく手続き

時期	法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 条：長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例		建築基準法
令和6年			
5月31日	条	事業計画概要説明会（1回目説明会）	
8月23日	条	事業計画書提出	
8月30日			建築基準法第51条許可申請書提出
11月８日	条	事業計画説明会（2回目説明会）	
11月13日			第91回都市計画審議会(事前説明)
12月９日	条	事業計画に対する意見書提出期限 └廃プラ・古紙・蛍光管・乾電池【意見書の提出なし】	
令和7年			
1月30日	条	事業計画書に対する市長意見書の公表 └廃プラ・古紙・蛍光管・乾電池【事業計画は適当】	
2月26日	法	蛍光管破砕・電池類分別の処分業許可	
5月19日			第93回都市計画審議会（付議）

参考資料①　関係法令

■建築基準法第51条第1項（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

■建築基準法施行令第130条の2の2第1項（位置の制限を受ける処理施設）

法第五十一条本文（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）

二　次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）

　イ　廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

　ロ　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十四号に掲げる廃油処理施設

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第５条第1項（一般廃棄物処理施設）

法第八条第一項の政令で定めるごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が五トン以上（焼却施設にあつては、一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子面積が二平方メートル以上）のごみ処理施設とする。

■海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第３条第十四号

廃油処理施設　廃油の処理（廃油が生じた船舶内でする処理を除く。以下同じ。）の用に供する設備（以下「廃油処理設備」という。）の総体をいう。

■廃棄物処理施行令第７条

一　汚泥の脱水施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの
二　汚泥の乾燥施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートル（天日乾燥施設にあつては、百立方メートル）を超えるもの
三　汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの
　イ　一日当たりの処理能力が五立方メートルを超えるもの
　ロ　一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの
　ハ　火格子面積が二平方メートル以上のもの
四　廃油の油水分離施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。）
五　廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。）
　イ　一日当たりの処理能力が一立方メートルを超えるもの
　ロ　一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの
　ハ　火格子面積が二平方メートル以上のもの
六　廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、一日当たりの処理能力が五十立方メートルを超えるもの
七　廃プラスチック類の破砕施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの
八　廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの
　イ　一日当たりの処理能力が百キログラムを超えるもの
　ロ　火格子面積が二平方メートル以上のもの
八の二　第二条第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）又はがれき類の破砕施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの
九　別表第三の三に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設
十　水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設
十の二　廃水銀等の硫化施設
十一　汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
十一の二　廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設
十二　廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
十二の二　廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設
十三　ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設
十三の二　産業廃棄物の焼却施設（第三号、第五号、第八号及び第十二号に掲げるものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの
　イ　一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの
　ロ　火格子面積が二平方メートル以上のもの